

平成29年度第1回
東京都私立学校助成審議会

平成29年5月17日（水）

都庁第一本庁舎42階北 特別会議室A

午後 3 時58分開会

○高橋会長 それでは、皆様おそろいですので、ただいまから平成29年度第1回「東京都私立学校助成審議会」を開会いたします。

本審議会の会長を務めさせていただいております高橋でございます。

本審議会は、私立学校への経常費補助金に関する配分の基本方針や、私立学校の振興助成に関する重要事項についてご審議いただき、東京都が行う助成の適正化および効率化を図ることを目的としております。

皆様のご協力を得まして審議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

開会に当たりまして、傍聴人の皆様に一言申し上げます。傍聴にあたりましては、「東京都私立学校助成審議会の公開に関する要綱」の定めるところに従い、議事の進行を妨げるごとのないようお願いいたします。

最初に、配付資料の確認をさせていただきます。事務局からお願いいたします。

○私学振興課長 私学振興課長の後藤でございます。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

座席表のほかに7点ございます。

まず、審議会の次第が1枚ございます。

次に諮問文の写しでございます。

続きまして、審議事項参考資料といたしまして「学校種別配分方法」がございます。

報告事項資料1「平成28年度私立学校助成予算の執行状況」。

報告事項資料2「平成29年度私立学校助成予算一覧」。

参考資料1「東京都私立学校助成審議会条例他関係資料」がございます。

最後に、東京都私立学校助成審議会委員の皆様の名簿をつけさせていただきました。

以上、7点のご確認をお願い申し上げます。

○高橋会長 よろしいでしょうか。

それでは、次に、当審議会の開会要件であります定足数について、事務局より報告願います。どうぞ。

○私学部長 私学部長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

定足数について、ご報告申し上げます。

本日は、15名の委員のうち14名の委員が出席しておられます。東京都私立学校助成審議会条例第7条第1項に定められております定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

○高橋会長 ありがとうございます。

次に、当審議会の委員に変更がございましたので、事務局からご紹介いただきたいと思えます。あわせて、都側の出席者もご紹介いただきたいと思えます。

○私学部長 まず、委員の変更についてご報告申し上げます。

平成29年3月31日付で、国本小学校校長の矢崎昭盛委員が退任されました。

新たな委員をご紹介申し上げます。昭和女子大学附属昭和小学校校長の小泉清裕委員でございます。

○小泉委員 小泉です。よろしくお願いいたします。

○私学部長 続きまして、現委員のご紹介を申し上げます。

会長で、前株式会社ナイスク顧問の高橋信行委員でございます。

会長代理で、学校法人八雲学園理事長の近藤彰郎委員でございます。

都議会議員の鈴木隆道委員でございます。

都議会議員の高相健一委員でございます。

都議会議員の高倉良生委員でございます。

都議会議員の植木こうじ委員でございます。

都議会議員の島田幸成委員でございます。

ジャーナリストの岩田三代委員でございます。

東京学芸大学総合教育科学系教授の岩立京子委員でございます。

弁護士の野田聖子委員でございます。

学校法人富士見丘学園理事長の吉田晋委員でございます。

工学院大学附属中学高等学校校長の平方邦行委員でございます。

学校法人内野学園理事長の内野光裕委員でございます。

なお、朝日新聞社編集委員の氏岡真弓委員におかれましては、本日はご都合により欠席されております。

以上でございます。

続きまして、都側の出席者を紹介させていただきます。

中嶋生活文化局長でございます。

後藤私学振興課長でございます。

吉原私学行政課長でございます。

菅野企画担当課長でございます。

中井私学振興課課長代理でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

ここで、中嶋生活文化局長からご挨拶がございます。

○局長 生活文化局長の中嶋でございます。

本日、東京都私立学校助成審議会の開催に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

高橋会長を初め、委員の皆様方には、ご多用中にもかかわらず、当審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより東京都の私学行政に格別のご理解とご協力を賜り、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では、昨年末にセーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティを実現し、新しい東京をつくるための今後の都政の具体的な政策展開を示す計画としまして「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」を策定しました。

この中で掲げられました、未来を担う人材の育成などの各施策を進めるべく、平成29年度の私学助成の予算は前年度比4.5%増の総額1,830億円を確保したところでございます。

具体的には、基幹的補助でございます経常費補助の増額、私立高等学校等に在学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するための特別奨学金の拡充、待機児童の解消にも資する私立幼稚園の預かり保育の充実を図るための補助の拡充を行いました。

さらに、私立高校が実施する検定試験にかかる経費を補助いたします「私立高等学校外部検定試験料補助」の新設などにも取り組み、私立学校振興施策のさらなる充実に努めております。

本日は、私立学校の振興施策の基幹となります、平成29年度の経常費補助金の配分方針についてご審議をいただきまして、答申を賜りたいと存じます。

配分方針における変更点につきましては、いずれも小学校、中学校及び高等学校における特別補助で2点でございます。1点目は「生徒指導の充実補助」のうち「きめ細かな学習指

導の推進」につきましては、ほぼ全ての学校で実施され、取り組みを促進する特別補助としての役割を終えましたことから、廃止するものでございます。

2点目は「体験学習等特色ある教育の取組補助」につきまして、体験学習等の取り組みを一層推進するため、これを拡充するものでございます。

委員の皆様方におかれましては、ぜひとも活発なご議論をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

続きまして、当審議会に対しまして、平成29年5月10日付で、知事から「平成29年度私立学校経常費補助金の配分方針について」の諮問がございました。

諮問文の写しにつきましては、当審議会事務局より事前に各委員にお渡ししているところでございますが、本日、机上にも配付しております。

諮問本題につきましては、後ほど事務局から内容の説明を受けた上でご審議をいただきたいと思っております。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

まず、報告事項である「平成28年度私立学校助成予算の執行状況について」及び「平成29年度私立学校助成予算について」を一括して事務局より報告していただき、その上で審議事項に入らせていただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○私学振興課長 それでは、報告事項について説明させていただきます。

まず、報告事項アでございます。報告事項資料1「平成28年度私立学校助成予算の執行状況」をご覧ください。

平成28年度に執行いたしました私立学校助成事業につきまして、概ねその性格ごとに「経常費補助」、「保護者負担軽減」、「団体補助等」という3つの区分で3ページにわたり記載してございます。表頭にありますとおり、それぞれ議決予算額、使途変更額、予算現額、執行額、残額、執行率の順に数値を記載してございます。なお、執行額につきましては、4月30日時点の集計数字を記載してございます。決算値として確定した数値ではないことをご了承願います。

まず、1ページの上半分に記載の「経常費補助」について説明いたします。

「経常費補助」は、私学助成全体の3分の2を占める基幹的補助でございます。1から6

までの小計欄にありますように、議決予算額は1,172億9,400万余円、執行率は99.7%となっております。なお、予算執行にあたり、経常費補助の中で、学校種ごとの状況を踏まえ、使途変更を行ってございます。具体的には、中学校及び小学校において、授業料、納付金などの評価項目で評価減が出たことにより、執行残が見込まれた一方、高等学校では、生徒数等が予算積算時よりも増加したこと、幼稚園は「子ども・子育て支援新制度」に移行した園が予算積算時よりも少なかったことから、結果として経常費の対象となる園が増加したことに対応するため、中学校及び小学校から使途変更を行ってございます。

次に、1ページ下段の「保護者負担軽減」ですが、7から16まで10項目ございます。合計額ですが、一番下の小計欄のとおり、予算現額321億1,200万余円、執行率は82.4%となっております。

残額が発生しております主な事業は、8の「私立高等学校等就学支援金」で、51億100万余円、13の「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助」で3億8,600万余円となっております。いずれも対象となる生徒、園児数が予算積算時の見込みよりも少なかったこと等によるものでございます。

次に、2ページをご覧ください。「団体補助等」でございます。

ここには、先の「経常費補助」及び「保護者負担軽減」関係以外の補助を一覧にしてございます。3ページにかけまして、17から41までの25項目がでございます。

合計額は3ページをご覧ください。下から2段目、小計欄にありますとおり、予算現額257億1,200万余円に対し、執行率は72%となっております。72億円ほどの残額が生じており、主なものとしたしましては、まず、2ページ中ほど、23の「私立学校安全対策促進事業費補助」がでございます。これは、校舎等の耐震補強工事経費などの一部を補助するものですが、予算積算時の見込みより、申請された建物の棟数が少なかったこと、各学校で行った耐震改築工事の1棟当たりの規模が見込みと比べて少なかったことなどにより、61億3,500万余円の残額が生じたものでございます。

3ページをごらんください。32の「認定こども園整備費等補助」ですが、区市町村が私立の認定こども園に対して行う事業について、その経費の一部を補助しているものでございます。具体的な事業は、認定こども園の施設整備や、認定こども園化のための開設準備経費などですが、予算積算時と比べ施設整備の1園当たりの工事規模が少なくなったこと、認定こども園化の見送り等により、開設準備経費が活用されなかったことなどから、3億8,900万

余円の残額が生じてございます。

以上、平成28年度の私立学校助成予算につきましては、基幹的補助であります経常費補助を中心に、着実な執行に努めました結果、3ページの一番下の総計欄にありますとおり、全体で執行率92.5%となっているところでございます。

続きまして、報告事項イ「平成29年度私立学校助成予算について」をご説明いたします。報告事項資料2をご覧ください。

1ページから5ページにかけて、先ほど同様、「経常費補助」、「保護者負担軽減」、「団体補助等」の区分で一覧にしてございます。

額の大きなものや、新規事業を中心に説明をさせていただきます。

まず、1ページに記載の「経常費補助」です。1から4までの高校、中学、小学校、幼稚園の経常費補助は、私学助成の柱となる補助であることから、当審議会におきまして、毎年度、配分方針についてお諮りしているものでございます。詳細は、後ほど審議事項のところでご説明させていただきますが、高校、中学、小学校の経常費補助につきましては、公立学校の決算値を基礎に、学校として必要な「標準的運営費」を算出し、その2分の1を補助額として予算を計上してございます。これは私立学校も公立学校と同様に都民の公教育を担っておりますことから、公私間で一定のバランスを持って公費負担をしていくべきとの考え方に立っているものでございます。なお、幼稚園につきましては、標準となるべき公立幼稚園が少ないという実情を踏まえまして、学校法人立幼稚園の決算値と公立教員に適用されている給料表をもとに、標準的運営費を算出し、同じくその2分の1を補助額として予算計上してございます。

表の中段にありますように、高、中、小、幼稚園の予算額合計は1,163億3,300万余円で、対前年度比9億円強、率にして0.8%の増となっております。

次に、2ページをご覧ください。「保護者負担軽減」に関する事業でございます。

内容、規模等につきましては、それぞれ右側の概要欄に記載のとおりでございます。ここでは、7の「私立高等学校等特別奨学金補助」、8の「私立高等学校等就学支援金」、13の「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助」の3つの事業で、保護者負担軽減の総額の95%を占めております。

保護者負担軽減に関する予算額は、最下段の小計欄にございますように、386億3,500万余円で、対前年度比20.3%の増となっております。大幅な予算増となりましたのは、7の「私

立高等学校等特別奨学金補助」について、私立高等学校等に在学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、都の特別奨学金の支給対象である年収約760万円未満の世帯に対し、国の就学支援金と合わせて、平均授業料額まで支援できるよう、特別奨学金の支給額を大幅に拡充したことによるものでございます。

次に、3ページをご覧ください。「団体補助等」でございます。17から、5ページの42まで、26の事業がございます。

3ページの下から2番目の24の「私立学校安全対策促進事業費補助」では、昨年末に策定された2020年に向けた実行プランを踏まえ、耐震化を促進するための予算を引き続き措置してございます。

次に、4ページをお開きください。34の「私立幼稚園等一時預かり事業費補助」は、区市町村から幼稚園型一時預かり事業を受託し、家庭において保育を受けることが困難となった幼児を一時的に預かる私立幼稚園等に対する国庫補助事業について、都がその経費の一部を負担しているものです。これに加え、今年度から教育時間前後に1日4時間以上かつ週5日、年間200日以上の子供を預かる私立幼稚園に対し、園児数に応じて国庫補助単価に上乗せする補助を都単独事業として実施します。さらに、都事業の対象となる幼稚園が小規模保育施設と連携し、卒園児を受け入れる場合についても都単独で補助を実施いたします。

次に、5ページの39の「私立高等学校外部検定試験料補助」につきましては、29年度からの新規事業でございます。世界で活躍するグローバル人材の育成をさらに進めるため、生徒の英語学習の目標設定や客観的な効果測定に資する外部検定試験を行う私立高等学校を支援するものです。具体的には、高等学校が学校の教育活動の一環として外部検定試験を実施した場合に、生徒が負担する検定試験料相当額を補助するもので、5億2,000万余円の予算を計上してございます。

以上、団体補助等の区分では、5ページの表の下から2段目、小計欄にありますとおり、予算額は261億7,000万余円となり、4億5,000万余円の増となっております。

経常費補助、保護者負担軽減及び団体補助等を合計いたしますと、5ページの一番下の合計欄のとおり、私学助成予算の合計は1,830億余円で、平成28年度当初予算額と比較して78億8,000万余円、4.5%の増となっております。

以上、平成28年度の執行状況と、平成29年度予算措置の状況についての報告とさせていただきます。

○高橋会長 報告は終わりました。これからご質問などがございましたら、どうぞ発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

植木委員。

○植木委員 少し質問させていただきます。

この間、私学助成について一定の前進が見られてきました。特に父母負担の軽減に関して、都の授業料軽減助成金が拡充されて、今、説明がありましたように、年収760万円以下の全ての家庭に対して平均44万2,000円まで補助を拡充することになり、多くの関係者から歓迎の声が寄せられています。

私ども日本共産党といたしましても、この4年間に本会議や文教委員会で17回質疑で取り上げてきましたし、昨年10月には直接小池知事宛てに負担軽減と私学助成の拡充を提案してきました。また、都議会への請願も毎年いただいて賛成してきましたが、このたびの請願は全会一致で採択されました。その意味で、今回、拡充されたことを高く評価しております。

また、父母負担の軽減をすることにより、経常費補助が削減されないように、知事へは、父母負担の軽減とあわせて経常費補助の拡充についても申し入れました。私学も含めて教育の無償化は、多くの国で実施されてきていますし、その方向で一層前進することを期待しています。

その意味で、授業料のほかにも、施設費などの負担の軽減も必要です。私学助成について、授業料が私立学校全体の平均額よりも低い学校でも、施設費の負担は大きく、この点も支援の拡充が求められていると考えています。

保護者負担の軽減は、各学校でもさまざまに考えていると思いますけれども、その中で、こういう話を伺いました。現在、私立学校に保護者が納める学費は、授業料に加え、施設費とか教育充実費などがありますが、このうち、今回の拡充で授業料44万2,000円までは無償ですから、一例ですけれども、授業料が40万円、施設費20万円、合計60万円の学校の場合、保護者負担は施設費の20万円となります。そこで、授業料を44万円に引き上げて、施設費を16万円に引き下げれば、学費の合計は60万円ということで同じですけれども、保護者への負担は16万円に軽減できるので、授業料と施設費の配分を変えたらどうかと考えているということでした。ところが、授業料を値上げいたしますと、学校の経常費の額を決める評価基準の算定に影響し、経常費補助が減額される可能性があるのではと懸念しているとのことでした。

そこで、確認ですけれども、特別奨学金は、都内私立高校の授業料平均額44万2,000円まで助成するとしていますが、仮に授業料が平均額に達していない高校が、授業料以外の施設費などを減額し授業料を引き上げても、経常費の評価基準の算定に影響がないということでしょうか。確認のため、お伺いします。

○高橋会長 事務局、お願いします。

○私学振興課長 ただいまお話がありましたとおり、経常費補助の評価項目の一つに授業料がございます。高校の場合は1人当たりの3学年授業料の合計額が145万円を超えた場合に、その超過額に応じて評価係数が配点されます。その結果、経常費の交付額が減じられることとなりますが、今、お話の、仮に授業料が平均まで引き上げられた場合にどうなるかということですが、授業料平均額の範囲内であれば影響はございません。

なお、授業料など学費の変更に当たりましては、保護者への影響も大変大きいものがございますので、事前に内容を確認させていただいた上で、知事への届出が必要となるということを一言付け加えさせていただきます。

以上です。

○高橋会長 植木委員、どうぞ。

○植木委員 3学年の授業料の合計額が145万円を超えなければ経常費は減額されないということだと今、伺いました。いずれにしても、授業料軽減助成が行われたということで、何が何でも値上げするということはもちろん私たちは望んでいませんけれども、先ほどの事例のように、施設費の額を低く抑えるということもあわせて行って、145万円を超えなければ、これによって父母負担の軽減につながるということは考えられると思うのです。そういう意味で、そうした学校について父母負担の軽減につながることを期待したいと思っております。

その上で、もう一つお聞きしたいのですが、今回の特別奨学金の新しい拡充については、非常に関心も高いわけですけれども、学校関係者や父母、受験生などにどのような周知を図っているのでしょうか。

○高橋会長 事務局、お願いします。

○私学振興課長 特別奨学金の周知につきましては、各学校を通じまして、パンフレットなどにより、生徒、保護者に周知をすることとしてございます。また、広報東京都やホームページの掲載など、機会を捉えて周知を図っていくこととしております。

以上です。

○高橋会長 植木委員、どうぞ。

○植木委員 先ほども言いましたように、非常に関心も高い、切実な今回の助成ですから、また新しい保護者の方々も加わっていくということで、周知徹底することが非常に重要だと思っております。

私学協会のホームページを見せていただきましたが、一面トップに私立高校の授業料負担が大幅に減額されますという形で、大きく出されていたので、大変すばらしいことだと思います。

ことしも8月に東京都私立学校展進学相談会が予定されていますけれども、毎回多くの生徒や学校が集まっています。去年は418校も参加したと聞いていますので、文字どおり私立学校が一堂に集まる一大学校展になるわけです。この機会に就学支援金や特別奨学金の説明を行うことは非常に重要だと思いますけれども、現在、どのような準備がなされているか、お伺いします。

○高橋会長 事務局、お願いします。

○私学振興課長 今、ご紹介がありました東京都私立学校展ですけれども、昨年5万人を超える方々にお集まりいただきました。私どもとしましては、この機会を捉えて積極的に広報していきたいと考えております。

まず、昨年度の実績ですけれども、東京都私学財団におきまして、広報相談ブースを設けさせていただきまして、就学支援金や特別奨学金のパンフレットを職員が手渡しで行き交う方々に配布いたしました。また、相談コーナーを6つ用意しまして、保護者、生徒のさまざまな相談に対応させていただいたところでございます。

今年度につきましては、現在まさに準備中の段階でございまして、私どもとしましては、昨年度同様、きめ細かな対応をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○高橋会長 植木委員、どうぞ。

○植木委員 昨年度同様に広報や相談ブースを設けていくということですが、これだけ多数の私学学校が集まって、生徒、保護者も集まるわけです。非常に関心も高いということで、ことしの就学支援金、奨学金説明コーナーの充実が一層図れることを期待したいと思っております。まだ8月まで時間もありますので、この企画自体もホームページですごく宣伝されているので、非常にいいことだと思うのですが、より一層の周知、コーナー

の充実もできるだけ目立つようにやるなど、誰もが相談できるような状況をつくっていただきたいと要望します。

○高橋会長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 私からも私立の高等学校特別奨学金補助の拡充に関連して、私立学校経常費補助について質問させていただきたいと思います。

今回の拡充は、保護者負担の軽減であり、一定の評価ができるものだと考えていますが、「都独自の奨学金の対象範囲や上限金額を広げ、生徒、保護者側の支援をしていけば、学費抑制を理由に学校側に助成金を出し続ける必然性はやがてなくなる」との意見もあると聞いています。

しかし、私立学校に対する助成については、学校教育における私立学校が果たす重要な役割に鑑み、私立学校振興助成法が定められており、都が行う私立学校の助成についても、この法律を基に条例を整備し、実施されているものであります。私は、先ほど申しました意見に対しては大変疑義を感じていると言わざるを得ないということでもあります。

そこで、学校側に対する助成金の柱とも言える経常費補助の重要性について、改めて確認させていただきたいと思います。

まず、今、申しました私立学校経常費補助の目的についてお伺いしたいと思います。

○高橋会長 事務局からお願いします。

○私学振興課長 私立学校に対する基幹的補助となります。今、お話がありました私立学校経常費補助につきましては、教育条件の維持向上、保護者の経済的負担の軽減及び学校経営の健全化を目的といたしまして、実施しているところでございます。

以上です。

○高橋会長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 今、答弁がありましたが、保護者の経済的負担の軽減も経常費補助の目的の一つでもあります。学校に補助金が交付されることにより授業料の抑制につながっていると考えます。今回の特別奨学金の拡充による保護者負担軽減策の対象とならない全体の約70%に相当する家庭の高校生にも恩恵があるということになると思います。

また、先ほど説明がありましており、経常費補助の予算については、公立学校の決算値を基礎に学校として必要な「標準的運営費」を算出し、その2分の1を補助額として算定しているということでもあります。私立学校も公立学校と同様に都民の公教育を担っていること

から、公私間で一定のバランスをもって公費負担をしていくとの考え方に立っているとの説明もありました。私も全くそのとおりだと思います。

公費は公立の2分の1の投入であり、しかも公立学校の標準的な運営にかかる経費しか算定されていない。つまり、私立学校の特色ある教育は、経営努力や保護者の負担により実現しているということであると思います。

今回、特別奨学金の対象が拡大された私立高校について、収入のうち、補助金が占める割合がどのぐらいなのか。また、補助金以外にどのような収入があり、それぞれ何割ぐらいかをお伺いしたいと思います。

○高橋会長 事務局。

○私学振興課長 平成27年度における私立高校の収入に占める補助金の割合でございますが、平均36.3%となっております。また、その約9割が経常費補助でございます。補助金以外の収入といたしましては、生徒等納付金が54.1%、寄附金が2.7%、その他が6.9%となっております。

以上です。

○鈴木委員 ありがとうございます。

今、答弁がありましたように、経常費補助を含む補助金収入の割合が、全体の4割弱であることから、私学における授業料の抑制や学校経営の健全化などに大きく貢献していると考えられます。

次に、収入に続き、私立高校ではどのような経費が支出されているのか、支出の割合についてお伺いいたします。

○高橋会長 事務局、お願いします。

○私学振興課長 平成27年度の私立高校の支出に占めます各経費の割合でございますが、それぞれの平均値で、人件費が66.4%、教育設備や教材などにかかる教育研究経費が26.3%、管理経費が6%、借入金等利息分が0.3%、その他が0.9%となっております。

以上です。

○鈴木委員 ありがとうございます。

ちょっと意見を言わせていただきたいと思います。人件費と教育研究経費に9割以上が支出をされており、全体の収入が減りますと、これらの経費の支出を減らさざるを得なくなるということでもあります。これらの削減は教育の質の低下を招くものであるとか考えられます。

支出が容易に減らせない中で、経常費補助が削減され、保護者負担軽減に切りかえられた場合、補助金収入の減を授業料等で補うことになり得ます。つまり、各学校の授業料値上げは平均授業料を押し上げることとなり、その分が特別奨学金の予算増となるばかりではなく、保護者負担軽減の対象とにならない家庭の負担が間違いなく著しく増えることになると思います。

一方、全所得層に特別奨学金の保護者負担軽減策を実施することは、私学と公立の役割分担、公費負担の観点からも、現実的ではないと思われます。特別奨学金を増やし、その分の経常費補助を削減した場合、高額な授業料等を設定する学校が増え、個性ある教育を行う小規模な高校の経営状態の悪化などが予想され、特別奨学金の拡充により学校選択の幅を広げると説明されましたが、逆に生徒の選択の多様性の幅が今より狭まってしまわないかと非常に危惧されるわけであります。

付け加えて言えば、都内の私立高校には神奈川県や埼玉県、千葉県などの近隣の県より多くの生徒が通っており、その割合は3割に上ります。経常費補助が削減され、授業料が高額になりますと、都の特別奨学金の対象とならない他県の生徒が都内の私立高校に通うことができなくなったり、同じ学校内で生徒間の格差が広がるなど、教育現場に新たな不公平が持ち込まれることになる可能性があります。

都内の私立高校に通う全ての世帯の保護者負担の軽減につながる経常費補助を堅持しながら、家庭の経済状況にかかわらず、希望する教育を受けられる保護者支援を実施し、その両方を総合的にバランスよく展開することを申し入れて、私の質問を終わります。

以上です。

○高橋会長 ほかにどなたか。

岩立委員。

○岩立委員 2点ご質問させてください。

資料1の32番、認定こども園整備費等補助に関しては、執行率は44.8%ということで、5割を切っているのですけれども、理由としては、工事規模が少なかったり、こども園を見送った園が多かったということでした。

それと関連して、資料2を拝見したときに34番、私立幼稚園等一時預かり事業費補助が非常に拡充しているということです。そうすると、認定こども園という形には余り推進せずに預かりで対応していくということでしょうか。余りこちらを拡充すると、こちらで対応でき

ますので、認定こども園には行きづらいし、また、細かな課題もあるのかもしれないのですが、私どもとしては、認定こども園は教育、保育課程を置かなければならないということになっていまして、預かりは計画はしなければならないけれども、定義が曖昧なのです。となると、都の推進策の方向が私には疑問に思えたので、ご説明お願いいたします。

○高橋会長 事務局、よろしくお願いします。

○私学振興課長 東京都といたしましては、認定こども園のほうも、やりたいという園があればそれを支援していくということは従来どおりの考え方でございます。

一方で、東京都は非常に広くて、人口も多くて、さまざまな条件のご家庭もありますことから、認定こども園だけに限らず、さまざまな保護者の要望に応えるという意味で、メニューを増やすことも必要ではないかと思っております。そうしたことから、一時預かりという国の制度がございますので、その拡充ということで、東京都で上乘せ補助を今年度新たに制度を設けさせていただきました。どちらかに偏ってということではなくて、さまざまなニーズに応じていこうという趣旨でございます。

以上です。

○岩立委員 ありがとうございます。すごくよくわかりました。

ニーズには即対応していかなければならないので、多様な面でというのは非常に納得できました。

もう一点は、執行率が非常に低いところが気になるわけですが、資料1の23番、私立学校安全対策促進事業費補助も、執行率が29.9%ということで、非常に重要な事業だと思っておりますけれども、これについてはなぜなのか、ご説明をお願いします。

○高橋会長 事務局、お願いします。

○私学振興課長 こちら、今、残っている学校が皆さん手を挙げても大丈夫なような予算措置をさせていただいているところです。その中でも、先ほどもご説明したかと思うのですが、残念ながら、申請された校数が全体からすると少なかったということです。複数年度にまたがる工事の進捗率の影響というものも中にはございます。

一方で、都内の耐震化率、昨年度の数値ですけれども、幼稚園で既に91.5%、小学校で97.1%、中学校で98.4%、高等学校で93.7%、特別支援学校で90.9%、そのほか、専修・各種学校で86.3%、全体で91.4%となっております。

ここまでずっと進めてきまして、残っているところが、実はさまざまな理由から耐震化工

事が困難なケースが多くなってきているというのも実態でございます。私どもとしましては、そういった学校も耐震化工事ができるように予算は確保させていただいているのですが、なかなか最後に残っているところの執行が上がってこないというのも現状としてありまして、数字で見ますと、約3割程度の執行率となっているということでございます。

以上です。

○高橋会長 岩立委員。

○岩立委員 ありがとうございます。

事業内容が非常に重要なだけに、私立幼稚園91.5%といっても、8.5%が非常に困難な状況にあるということで、今後も促進の対策をとっていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○高橋会長 岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 今の岩立委員の最初の質問に関連するのですが、認定こども園整備費補助、28年度は執行状況が半分以下ということなのですが、今年度、予算が増えているということなのですが、今、待機児童等が随分問題になっている中で、そういう受け皿が増えるというのはいいことだと思うのですが、なぜこのところの執行率が低かったのかということと、今年度増やしているということに対して何かインセンティブというか、整備のほうに何かの方策をおとりになるとか、そういったことはあるのでしょうか。

○高橋会長 事務局、お願いします。

○私学振興課長 今年度の執行率の関係ですが、先ほどもご説明させていただきましたが、開設準備の対象となった園が結果としてなかったということでございます。私どもとしましては、できるだけ活用されるようにということで、区市町村とも連携をさせていただいて、実際の状況把握に努めているところで、活用を働きかけていきたいと思っております。

今年度につきましては、予算増ですが、対象事業の一つに保育士等のキャリアアップ補助というものがございます。保育士等の処遇改善が充実されたために補助額が増となっているという部分がございます。キャリアアップ補助は福祉保健局の事業で、幼稚園型認定こども園分につきましては、生活文化局が予算計上して、福祉保健局に執行委任している分でございます。こちらの分が認定こども園整備費等補助の中に入っております関係から、増減率として15.7%の増となっております。

○岩田委員 増加分は保育士の人件費の増という理解でよろしいですか。

○私学振興課長 そうでございます。

○高橋会長 岩田委員、よろしいですか。

○岩田委員 はい。

○高橋会長 高倉委員、どうぞ。

○高倉委員 私立高校の特別奨学金補助の拡充についてお伺いしたいのですけれども、今回、実質無償化とも呼ばれておりますけれども、先ほどの説明でも、年収約760万円未満としたという説明がありましたけれども、最初に、この760万円未満としたということについての考え方をお聞きしたいと思います。

○高橋会長 事務局、よろしくお願いします。

○企画担当課長 今回の特別奨学金の拡充につきましては、私立高校が公教育に果たす役割を踏まえまして、できるだけ多くの世帯の保護者の経済的負担を軽減することを目的といたしました。具体的には、現行制度における支給対象の所得区分のうち、平成27年の都の4人世帯の平均年収である約660万円が含まれるのは、年収約590万円以上約760万円未満間の区分でございます。今回の拡充対象をこの所得までとしたものでございます。

○高橋会長 高倉委員、どうぞ。

○高倉委員 今回の取り組みについては、私どもも高く評価しておりますし、保護者の方々もこの取り組みについては非常に歓迎しているということであると思います。

そういう中で、年収のことでありますけれども、さらに対象を広げていくという観点から、私は年収約910万円未満までさらに拡充していくべきと今、考えております。

今回の、特に奨学金の拡充については、経常費補助などの従来の私学助成にも影響があるのではないかと懸念がありましたけれども、この点について実際どうだったのかということについて、明らかにしていただきたいと思います。

○高橋会長 事務局、お願いします。

○企画担当課長 東京都では、私学助成の充実に努めております。平成29年度予算においては、これまで同様の考え方で、必要な額を計上しております。

○高橋会長 高倉委員

○高倉委員 従来の私学助成はしっかりやった上で、今回、拡充の取り組みをしたということで、今後とも、奨学金の補助の拡充をさらに進めていくに当たっては、そうした考え方を

しっかり踏まえて行っていただきたいと思います。

それから、対象となる学校のことですけれども、東京都認可の通信制高校が今回の取り組みの対象になっていないということです。私は対象にすべきであると思いますけれども、これについてはどう考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○高橋会長 事務局、お願いします。

○企画担当課長 特別奨学金の通信制高校への適用についてでございますが、私立高校の通信制課程につきましては、施設面や教諭の数などで全日制課程と設置基準が異なり、授業料が低額であることから、特別奨学金の対象とはしてまいりませんでした。ただし、近年、通信制課程は多様な学習ニーズに応える高校としての役割を果たしてきております。一方で、通信制課程の形態は多様であり、通信制課程への支援につきましては、各学校の現場の実情を具体的に把握する必要がございます。このため、現在、各学校に対しまして、ヒアリングを行っております。ヒアリング結果等を踏まえ、検討を進めてまいります。

○高橋会長 高倉委員。

○高倉委員 ぜひ前向きに取り組むを進めていただきたいと思います。

今回の拡充についてでありますけれども、要綱などを見ますと、生徒とその保護者両方が都内に住所を有していることとなっているわけですが、保護者の方からは、例えば生徒が都外の寮などに住んでいるという実情を踏まえて、そうしたケースでも対象にしていただきたいという要望があります。私はこうした対策も講じるべきだと思っておりますが、ここの点についてのお考えをお聞きしておきたいと思います。

○高橋会長 事務局、よろしくお願いします。

○企画担当課長 お尋ねのあった場合について、5月15日付けで知事に対し緊急の申し入れがあったということは承知しております。都外の寮等に住んでいることについての申し入れ等への対応につきましては、今後、検討していきたいと考えております。

○高橋会長 高倉委員。

○高倉委員 それから、さまざまな事情によって、実際の両親と同居ができない、同居していないというような生徒さんもいらっしゃるのだと思います。こうした生徒の場合は対象になるのかどうかという心配が寄せられているわけですが、このことについてはどうなっているのかについて、説明をいただきたいと思います。

○高橋会長 事務局。

○企画担当課長 特別奨学金の支給にあたりましては、生徒と保護者が税法上の扶養関係にあることや、所得基準に該当していることなどを審査してございます。個別の事情により、保護者が生徒を税法上の扶養に入れることができないなどの場合には、例えば民生委員の意見書など、生徒と保護者の実態が確認できる書類を提出いただきまして、審査を行っております。

○高橋会長 高倉委員。

○高倉委員 今、説明をいただきまして、実際はしっかり相談等にも応じて対応しているということだと思いますが、そういう状況に置かれている方々が、実はそうしたことが行われているということを承知していないというケースもあるのだと思うのです。したがって、そうした対応が実際に行われているということを十分に周知しておく必要があると思いますけれども、最後にこの点の確認だけさせていただきます。

○高橋会長 事務局、お答え願います。

○企画担当課長 今、ご質問がありましたように、扶養の実態につきましては、多様であり、判断が困難なケースも少なくございません。また、個別の事情により、申請の可否や必要な書類も異なってまいります。そのため、個人向けの助成申請案内におきましては、助成申請を受け付けている東京都私学就学支援金センターに問い合わせをするよう、周知をしているところでございます。

また、学校担当者向けの手引きにおきましても、その旨、記載をさせていただいております。

以上でございます。

○高橋会長 高倉委員、よろしいですか。

ほかにどなたかご質問ございますか。

野田委員。

○野田委員 野田でございます。

報告事項資料1の3ページの41番の私立学校外国語科教員海外派遣研修事業費補助の執行率も9.4ということで低いのですが、また、29年度につきましても、同額の2億400万円の予算がとられているということですが、この執行率が低い理由と、促進策などについて教えていただければと思います。

○高橋会長 事務局からお答え願います。

○私学振興課長 予算積算時は、200人程度の派遣を見込んでおりました。1人100万円程度を見込んでいたわけですが、実績としましては20人にとどまってしまったということでございます。平成28年度は、新設された事業であり、学校からの応募が少なかったのは、先生方がある一定期間派遣をされるということで、初年度ということもあって、その辺の都合も含めて、やむを得なかったのかなと思っております。

ですので、29年度につきましては、2年目になりますので、28年度が初年度という事情で、特別な何かということではないと私どもは考えましたので、同額の予算をご用意させていただきまして、活用を周知しているところでございます。

以上です。

○高橋会長 野田委員、どうぞ。

○野田委員 ありがとうございます。

趣旨とか重要性から、執行率を上げていく促進の工夫が必要ではないかと思われま

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかにご質問ございませんでしょうか。

それでは、これで報告事項の質疑を終わらせていただきます。

続きまして、審議事項に移らせていただきます。「平成29年度私立学校経常費補助金の配分方針について」を議題といたします。

事務局から内容について、ご説明をお願いします。

○私学振興課長 それでは、諮問内容を説明させていただきます。

諮問文の別紙「平成29年度私立学校経常費補助金の配分方針」をご覧ください。

まず、「1 目的」につきましては、教育条件の維持及び向上、児童、生徒等の修学上の経済的負担の軽減、さらに、私立学校経営の健全性を高めることをもって、私立学校の健全な発達に資することを目的としております。

次に「2 配分の考え方」でございますが、1の目的を達成するため、配分の基準や評価の項目において、さまざまな要素を組み入れ、補助効果を最大にするように努めております。

下に概観図をお示ししておりますが、ご覧のように、補助金は一般補助と特別補助の2つに分けて算定し、その合計額が各学校の補助額となるようになってございます。

まず、一般補助ですが、各学校に共通した学校運営費を対象にしたもので、高等学校、中

学校、小学校、幼稚園の学校種ごとに学校割、学級割、教職員割及び生徒割の4つの区分の補助単価を設定しまして、各学校の規模に応じて補助額を算定し交付するものでございます。ただし、その際、各学校に一律に交付するのではなく、先の補助目的を十分勘案して、いくつかの評価項目を設け、その達成度に応じた評価を加味して配分することとしてございます。そのため、評価係数を設けておりますが、これにつきましては後ほどご説明させていただきます。

次に、特別補助ですが、特定の施策を実施するための配分でございます。各学校の取り組みの実績に応じて交付いたします。1ページ下段の表に記載のとおり、高校、中学校、小学校で7項目、幼稚園も7項目の事項について、実績に即して配分していくこととしております。なお、下線部につきましては、今回変更する部分でございます。後ほど詳しくご説明させていただきます。

それでは、経常費補助の具体的な配分方法につきまして、学校種ごとに説明させていただきます。

審議事項参考資料「学校種別配分方法」をご覧ください。

「1 私立高等学校経常費補助」です。

「(1) 一般補助」ですが、「(ア) 学校割単価」や「(イ) 学級割単価及び生徒割単価」につきましては、学校規模や学科の内容によって、ご覧のように単価の補正を行うこととしてございます。また、「(ウ) 教職員割単価」につきましては、記載のような単価設定となっております。

次に「イ 基礎数値」につきましては、ご覧のとおりとなっております。

「ウ 評価係数」ですが、先ほど触れましたように、補助金が単に基礎数値だけをもとに配分されるのではなく、一定の評価基準を設けて、是正すべきはマイナス評価を行い、より目的に沿ったメリハリのある補助金の配分にしていこうとするものでございます。具体的には、2ページの表のとおりとなっております。

次に、2ページの下「(2) 特別補助」でございます。これは、冒頭に触れましたように、単に機械的に補助金を基礎数値に基づいて配分するだけでなく、各学校において取り組みを促したい事項について、プラスの配分を行うものでございます。

「ア 授業料減免制度」から3ページ「キ 体験学習等特色ある教育の取組補助」まで、29年度の対象項目は全部で7項目となっております。

また、3ページから4ページにかけて「(3) 補助対象経費」には、経常費補助の対象経費を記載しております。

さらに4ページの「(4) 使途指定」といたしまして、補助金交付額の15%以上を教育研究経費支出及び設備関係支出に充てることとしてございます。これは補助金が補助目的本来の主旨に基づいて使われることを目的とするものでございます。

「2 私立中学校及び私立小学校経常費補助」についてでございます。

基本的に配分方法につきましては、高校と同様の仕組みですが、学校割単価の規模の区分につきましては若干異なっております、(1)の表のようになってございます。

また、特別補助につきましては、高校にあるもの全てが適用されるのではなく、(2)の記載のとおりとなっております。

「3 私立幼稚園経常費補助」についてでございます。こちらは、5ページの評価係数の配点に若干の違いがありますが、基本的な配分方法は高校とほぼ同様の仕組みとなっております。

また、5ページの下「(2) 特別補助」では「ア 地域教育事業補助」、6ページの「ウ 3才児就園促進補助」「エ 満3才児受け入れ補助」「オ ティーム保育推進補助」「キ 保育体験の受入れ補助」の各補助が高校、中学校、小学校と異なる点でございます。

以上が配分方法の全体像でございます。

次に、今回お諮りする変更点につきまして、具体的にご説明させていただきます。

恐れ入りますが、諮問文の別紙資料の2ページをお開きください。「3 配分における平成29年度の変更点」をご覧ください。今回お諮りする変更点は、特別補助に関する項目2点となっております。

1点目は、高校、中学校及び小学校を対象とする「生徒指導の充実補助」のうち、「きめ細かな学習指導の推進」を廃止するものです。本補助は、チームティーチングや少人数教育など多様な指導方法を展開して、きめ細かな学習指導の工夫改善を図ることを促進するため、平成13年度から実施してきたものでございます。平成28年度におきまして、98.7%の学校が実施しており、ほぼ全ての学校できめ細かな学習指導の充実が図られている現状を踏まえ、促進する役割を終えたことから、特別補助としては平成29年度に廃止いたします。今後は、一般補助の中でこのような取り組みを支援してまいります。

次に、2点目でございますが、「体験学習等特色ある教育の取組補助」の拡充についてで

ございます。本補助は、生徒がさまざまな体験を通して、将来の職業を考えるきっかけとするとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的に、体験学習等特色ある教育の取組を実施する学校を支援するため、交付年度の前年度の取組に対し補助を行っているものがございます。平成20年度から高校を対象に開始し、平成27年度からは中学校及び小学校も対象に加えて実施をしてきております。

現在は、「社会奉仕体験」、「職場や就業、職業体験」、「交流やふれあい体験」の3つの分類ごとに1事業のみ最大3事業までを補助対象としてございますが、近年では、同一分類の中で複数の事業を実施している学校も多くなっているところでございます。そこで、「3分類ごと1事業」の要件を緩和し、各分類ごとに2事業まで、最大5事業まで補助対象を拡充し、より多くの学校において体験学習の場が提供されるよう、取組の促進を図ってまいります。

駆け足の説明となりましたが、諮問内容については以上でございます。

○高橋会長 説明が終わりました。ご意見、ご質問などがございましたら、発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、大体時間も大分かかっておりますし、意見が出尽くしたように思われますので、答申の取りまとめに入らせていただきたいと思います。

議論の過程から、大筋においては全体のご理解をいただけたと思いますので、諮問どおり配分して差し支えない旨を答申したいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、「知事の諮問のとおり配分することが適当である。」ということで答申したいと思います。

事務局には、答申書の作成をお願いしたいと思います。委員の皆様には、そのまましばらく自席でお待ちいただきたいと思います。

(答申書配付)

○高橋会長 ただいま答申書をお手元にお配りいたしました。

それでは、先ほど審議していただきました、知事からの諮問事項に対する答申書を私からお渡しすることにいたします。

平成29年 5月17日

東京都知事

小池百合子様

東京都私立学校助成審議会

会長 高橋 信行

平成29年度私立学校経常費補助金の配分について（答申）

平成29年 5月10日付29生私振第314号により諮問のあった平成29年度私立学校経常費補助金の配分について、下記のとおり答申する。

記

知事の諮問のとおり配分することが適当である。

（会長より局長へ答申書の手交）

○高橋会長 ここで中嶋生活文化局長からご挨拶がございます。

○局長 ただいま、平成29年度の私立学校経常費補助金につきまして、答申をいただきました。委員の皆様方には、お忙しい中、長時間にわたるご審議を賜りまして誠にありがとうございます。

ただいまいただいた答申によりまして、私立学校教育の振興に向け効果的かつ効率的な執行に努めてまいる所存でございます。高橋会長をはじめ、委員の皆様方には今後とも東京都の私学行政に対しまして、格別のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○高橋会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただき、大変お疲れさまでございました。

なお、議事録の取りまとめにつきましては、私と会長代理にご一任いただきたいと思います。これで、本日の審議会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

午後 5時11分閉会